

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年7月5日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800020号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800031号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成22年2月1日から平成24年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成22年2月から同年6月までは18万円から19万円、平成22年7月及び同年8月は11万円から19万円、平成22年9月から平成23年8月までは11万円から18万円、平成23年9月から平成24年8月までは10万4,000円から22万円とする。

平成22年2月から平成24年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年2月から平成24年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年2月1日から平成25年4月7日まで

A社に在職中の標準報酬月額の記録が、実際の給与額と比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成22年2月1日から平成24年9月1日までの期間について、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成22年2月から同年6月までは18万円、平成22年7月から平成23年8月までは11万円、平成23年9月から平成24年8月までは10万4,000円と記録されているところ、請求者から提出された給与明細一覧、取引履歴調査結果(流動性預金)及び市民税・県民税課税明細書、課税庁から提出された給与支払報告書・個人別明細書並びに同僚

から提出された給与明細一覧（以下、併せて「給与明細一覧等」という。）により、標準報酬月額決定の基礎となる資格取得時及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成22年2月から同年8月までは19万円、平成22年9月から平成23年8月までは18万円、平成23年9月から平成24年8月までは24万円）はオンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と異なる標準報酬月額（22万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与明細一覧等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成22年2月から同年8月までは19万円、平成22年9月から平成23年8月までは18万円、平成23年9月から平成24年8月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は平成22年2月1日から平成24年9月1日までの期間について、資料を保管していないため、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨陳述しているが、平成22年2月から平成24年8月までの期間について、給与明細一覧等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細一覧等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成22年2月1日から平成24年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成24年9月1日から平成25年4月7日までの期間について、給与明細一覧等により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800002 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800009 号

第 1 結論

昭和 57 年 12 月から昭和 62 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 31 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 57 年 12 月から昭和 62 年 2 月まで

私は、請求期間前は会社に勤めていたが、病気にかかり会社を退職した。退職後については、病気の治療のために国民健康保険に加入していたので、国民年金も、母親が加入手続きを行い、保険料を間違いなく納付してくれていたはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の保険料を母親が納付してくれていたとしているところ、母親は、国民年金加入期間において保険料の未納はないほか、請求期間において第四種被保険者として厚生年金保険に加入していることから、年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする母親は、請求者によると、高齢のため当時の記憶が定かではない旨陳述していることから、請求者に係る請求期間の加入手続き及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得処理状況によると、請求者の国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）については、平成 29 年 12 月 7 日付けで基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）に統合処理されているところ、当該手帳記号番号は、平成 3 年 3 月頃に払い出されたものと推察され、請求者の当該手帳記号番号に係る国民年金の加入手続きは、この頃に行われ、その際に、請求者が直前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していた平成 3 年 2 月までの期間のみを遡って国民年金の被保険者期間とする事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、当該手帳記号番号に関して、

請求期間に係る国民年金の被保険者資格を取得していない。

さらに、請求者の主張に沿って、請求期間の保険料を納付するためには、上述の基礎年金番号に統合されている国民年金手帳記号番号以外の別の手帳記号番号が払い出され、当該別の手帳記号番号に基づき被保険者資格を取得していなければ、制度上、請求期間の保険料を納付することができなかったこととなる。しかし、請求者に関しては、戸籍及びその附票によると、氏名及び生年月日については、請求期間前後において変更、訂正等はなく、住所地については、請求期間前後においてA市内で転居による変更が1回あるのみであるため、国民年金に係る事務の管轄は変わっていないことを踏まえると、既に別の手帳記号番号が払い出されていたにもかかわらず、上述の平成3年3月頃に払い出された手帳記号番号が新たに払い出されるに至る可能性は低いものと考えられる。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の平成3年3月頃に払い出された手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出され、請求期間に係る国民年金の被保険者資格を取得していた形跡は見当たらない。これらのことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、母親が請求者に係る請求期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

その上、請求者は、請求期間において病気の治療のために国民健康保険に加入していたので、国民年金も加入していたはずである旨陳述しているものの、請求者が居住しているA市は、請求者が請求期間において同市で国民健康保険に加入していた実績は確認できない旨回答しており、請求者が国民健康保険に加入し、併せて国民年金に加入していたと推認できる事情は導き出せない。

このほか、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800026 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1800010 号

第 1 結論

昭和 41 年 2 月から昭和 50 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 17 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 41 年 2 月から昭和 50 年 3 月まで

私は、国民年金に加入したいと思い、昭和 50 年 12 月頃に A 市役所で加入手続を行った。この時、過去の保険料を納付できる特例があると聞き、その場で 3 万 6,500 円を納付し、その領収書に押されていた印鑑の名前も覚えているので、保険料を納付できるだけの資力があつたことが分かる預金通帳の写しも提出して、年金記録を訂正してほしい旨の訂正請求をこれまでに 2 回行ったが、訂正をしない旨の決定をしたとする平成 27 年 7 月 14 日付け及び平成 28 年 10 月 5 日付けの通知を受け取った。

しかし、私が、保険料として約 3 万 6,500 円を納付したことは間違いなく、約 3 万 6,500 円に見合う月数分の保険料を加入手続時に納付したとして、再度、訂正請求（3 回目）をするので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の 1 回目の訂正請求（1 回目の請求期間は、昭和 41 年 2 月から昭和 50 年 12 月まで）については、請求者の国民年金加入手続は、昭和 50 年 12 月頃に行われ、当該期間の被保険者資格を遡って取得し、加入手続以前の一部期間の保険料は現年度保険料として納付されているものの、この加入手続時期において、i）特例納付保険料及び過年度保険料として納付する方法を併用した遡及納付可能期間の保険料合計額、又は 1 回目の請求期間のうち、現年度保険料を含めた全ての納付可能期間の保険料合計額については、請求者が預金通帳の記載金額の内訳として保険料に充てたと陳述する金額と、大きく相違していること、ii）A 市は、特例納付保険料及び過年度保険料を収納していなかったとしていること、iii）同市は、当時の年金担当者に請求者が記憶する名前の職員は在籍していなかったとし、同市の指定金融機関は、該当する職員が在籍していたか不明であるとしていることなどから、既に平成 27 年 7 月 14 日付け

で、訂正をしない旨の東海北陸厚生局長の1回目の決定が通知されている。

また、請求者の2回目の訂正請求(2回目の請求期間は、1回目の請求期間のうち、既に納付済みとされている期間を除外した昭和41年2月から昭和50年3月まで)については、1回目の請求内容と同じ内容にて訂正請求を行っているものの、2回目の訂正請求における請求者の請求内容等に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことなどから、既に平成28年10月5日付けで、訂正をしない旨の東海北陸厚生局長の2回目の決定が通知されている。

これに対し、今回、請求者は、請求期間に関しては、2回目の訂正請求と同じ期間とした上で、請求内容に関しては、約3万6,500円に見合う月数分の保険料を加入手続時に納付したとして、3回目の訂正請求を行っている。

しかしながら、請求者は、その記憶する約3万6,500円の内訳として、今回の請求期間直後の既に納付済みとされている現年度保険料として納付されている期間の保険料は含まれていたと思うとしているものの、その余の金額については、請求期間のうち、どの月の保険料を納付したものであったのかは分からないとしており、納付対象期間についての詳細は不明である。

また、請求期間の保険料を納付するためには、特例納付保険料又は過年度保険料として納付する方法を用いることとなるが、上述のとおり、A市は、特例納付保険料及び過年度保険料を収納していなかったとしていることから、請求者の主張する方法では、請求期間のうちのいずれかの月の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

これらのことから、今回の訂正請求における請求者の請求内容等は、これまでの決定を変更すべき新たな事情と認めるには足りず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含め、再度検討したものの、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800028号

厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第1800001号

第1 結論

昭和27年5月17日から昭和32年3月31日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和10年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和27年5月17日から昭和32年3月31日まで

請求期間の脱退手当金を受け取っていないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする平成28年3月24日付けの通知を受け取った。

私は、請求期間当時、厚生年金保険や脱退手当金の制度も知らなかったくらいで、脱退手当金を請求したこともなく支給も受けていないのは間違いないので再度訂正請求した。

第3 判断の理由

請求者の請求については、i) 請求者の厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、請求者の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはないこと、ii) 請求者の脱退手当金は昭和32年10月25日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったものであるから、請求期間の最終事業所を退職後、昭和51年2月まで厚生年金保険への加入歴がない請求者が脱退手当金を受給することに不自然さほうがえないことなどから、既に平成28年3月24日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、今回、請求者は、請求期間当時、厚生年金保険や脱退手当金の制度も知らなかったくらいで、脱退手当金を請求したこともなく支給も受けていないのは間違いない旨強く主張して再度訂正請求を行っているものである。

脱退手当金の請求事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが請求者は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料がない下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないこと

をうかがわせる事情がないかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならぬ事案である。

本事案では、上述のとおり年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、むしろ脱退手当金が支給されている周辺事情が存在し、一方で請求者が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。